

県土整備局優良工事等局長表彰要領

(目的)

第1条 県土整備局が発注した工事、設計及び工事監理（以下「工事等」という。）において、特に功績が優れたものを称え、技術の向上と品質の確保を図るため、優良な工事等を 施行したものを県土整備局長（以下「局長」という。）が表彰することとし、神奈川県優良工事等表彰要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づき、表彰に必要な事項を本要領により定める。

(表彰の対象)

第2条 表彰は、前年度に完成した工事等のうち、次の各号のいずれかに該当するものを施行した法人等（以下「法人等」という。）で、その功績が特に顕著なものを対象とする。

- (1) 優れた現場管理や施工技術を有し、適正な工程管理に基づき施行された工事で、その出来栄が特に優れ、他の模範となるもの
- (2) 県の計画意図を十分に把握し、優れた技術と誠意をもって設計及び工事監理したもの
- (3) 著しく困難な条件を克服し完成したもの、その他局長が特に認めたもの

2 前項第1号又は第2号の対象となる工事等は、契約金額が 500 万円以上かつ工事等成績評定点が 80 点以上のもので、別表の区分に応じた要件とする。

3 第1項第2号の設計は、工事に伴う基本設計及び実施設計を、同号の工事監理は、本体工事が同時に表彰されるものを対象とする。

4 要綱第8条に規定する被表彰法人等を除く。

5 建設業共同事業体（JV）及び協同組合（以下「JV等」という。）は、単体の法人等として扱う。

(表彰の件数)

第3条 前条に規定する表彰の総数は要綱実施要領2(2)イにより定められた件数を上限とする。

2 別表の区分ごとの表彰件数の上限は次のとおりとする。

- (1) 区分1から3は、前項の件数から、次号に係る表彰件数の合計を減じた数を、工事等成績評定点 80 点以上の工事件数に応じ区分ごとに按分した件数
- (2) 区分4及び区分5は、各1件

(主任技術者等の表彰)

第4条 知事又は局長による表彰を受賞した 法人等の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）で、その功績が顕著なものを表彰の対象とする。

2 前項の表彰件数は、受賞工事1件に対して1件以内とする。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状により局長が行う。

(欠格要件)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰を行わないものとする。

- (1) 表彰日以前の2年の間において、神奈川県指名停止等措置要領（平成18年4月1日施行）第2条に該当したことがあるもの
- (2) 表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第12条に該当するもの
- (3) その他、局長が表彰することを不相当と認めたもの

2 JV等を構成する法人等のいずれかが前項に該当する場合は、表彰を行わないものとする。

(候補の選定)

第7条 当該工事等を所管する所属長（センター所長を含む。）は、第2条及び第4条に該当し表彰にふさわしい法人等の候補を別表の区分ごとに選定し、法人等功績調書（別紙様式）を作成する。

- 2 第2条第1号及び第2号に係る候補の選定は、別表の区分ごとに工事等成績評定点が高いものから行う。
- 3 区分に関わらず同一法人等の複数の工事等が該当する場合は、工事等成績評定点の最高点の工事等のみを対象とする。なお、最高点が同点のときには5(1)、(2)により選定する。（同一法人等一工事等表彰）
- 4 別表の区分4と区分5に該当する設計若しくは工事監理又は施行した法人等が重複した場合は、区分4を対象とする。
- 5 同一区分で複数の工事等が同点のときには、表彰の上限数内で次の順に選定する。
 - (1) 工事等成績評定点の小数点第1位までの数値の高いものを選定する。
 - (2) (1)の数値が同点の場合は、契約金額の高いものを選定する。

(局内選考会)

第8条 被表彰法人等及び被表彰主任技術者等の選考等は、神奈川県優良工事等表彰要綱に係る県土整備局局内選考会において行う。

- 2 第2条第1号に該当するもののうち、工事成績採点表の考査項目「法令遵守等」に係る運用表の措置内容8に該当するものは、その内容及び発注所属の意見を審査し選考の適否を判断する。その他の措置内容に該当するものは、選考しない。
- 3 第2条第2号に該当するもののうち、設計業務委託等成績採点表の事故減点があるものは選考しない。
- 4 第2条第1号又は同条第2号に該当するもののうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、その内容及び発注所属の意見を審査し選考の適否を判断する。
 - (1) 当該工事等の趣旨、目的等が本表彰になじまない場合
 - (2) 候補となった法人等が同一年度に施行した他の県発注工事等に係る工事等成績評定点が著しく低い場合
 - (3) 被表彰法人等の決定までに表彰にふさわしくない事由が生じた場合

(被表彰法人等の決定)

第9条 局長は、局内選考会の審査結果に基づき被表彰法人等及び被表彰主任技術者等を決定する。

(表彰の時期)

第10条 表彰は毎年度1回行う。ただし特別の理由があるときはこの限りでない。

(公表)

第11条 事務局は、被表彰法人等の名簿を新聞等報道機関に提供する。

(補則)

第12条 表彰の事務局は、技術管理課に置く。

附 則

この要領は、平成13年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年6月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、平成14年度以前に表彰を受けたものについては、表彰を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年の間は、再度表彰しないものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年5月26日から施行する。

別表（要領第2条関係）

| 号 | 区 分 | 要 件 |
|-------------|-----------|---|
| 第 1 号 | 1（県域建設部門） | 神奈川県工事等入札参加資格のAランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事 |
| | 2（地域貢献部門） | 神奈川県工事等入札参加資格のBランクに属する又はそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事 |
| | 3（地元活力部門） | 神奈川県工事等入札参加資格のCランク又はDランクに属する若しくはそれに準ずる経営事項審査総合点を有する法人等が施行した工事 |
| 第 2 号 | 4（総合部門） | すべての法人等が施行した設計又は工事監理 |
| | 5（地域部門） | 県内に本店を置く法人等が施行した設計又は工事監理 |